



2023年9月14日

各位

会社名 株式会社一寸房
(コード番号 7355 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 上山 哲正
問合せ先 取締役管理部長 加藤 力
T E L 011-215-0061
U R L <https://issun.jp/>

株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年10月27日開催予定の第18回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

本件は、当社の普通株式4株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の基準値段は311円、投資単位は31,100円（2023年9月14日現在）であり、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所という。）の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を下回っており、TOKYO PRO Market 上場会社は東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」の適用を受けないものの、同規程に準拠することを目的として本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の割合
4株につき1株の割合

（2024年1月31日の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数が基準となります。）

③ 効力発生日
2024年2月1日

④ 併合により減少する株式数（減少する株式数は変動する可能性があります。）

併合前の発行済株式数（2023年9月14日現在）	2,281,100株
併合により減少する株式数	1,710,825株
併合後の発行済株式総数	570,275株

⑤ 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数（2023年7月31日現在）	8,500,000株
併合後の発行可能株式総数	2,200,000株

(3) 併合により減少する株主数について

2023年7月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
総株主数	27名	(100%)	2,281,100株	(100%)
100株以上400株未満所有株主	1名	(3.7%)	100株	(0%)
400株以上所有株主	26名	(96.3%)	2,281,000株	(100%)

- ・100株未満の株主が存在しないため、上記記載から省略しております。
- ・所有株式100株以上400株未満所有株主1名様は、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主様は、会社法第192条第1項の規定により、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数は生じません。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(6) 新株予約権の付与株式数及び行使時の払込価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権における行使時の払込価額について、2024年2月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日 (付与対象者の区分)	調整前 行使時 払込価額	調整後 行使時 払込価額
第1回新株予約権 2019年7月19日 取締役会決議 (当社取締役1名)	286円	1,144円
第2回新株予約権 2019年7月19日 取締役会決議 (当社取締役2名)	286円	1,144円

(7) 併合後の投資単位

本株式併合の結果、当社の基準値段は1,244円、投資単位は124,400円(2023年9月14日現在の株価に基づく試算)となり、TOKYO PRO Market 上場会社は東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」の適用を受けないものの、同規程に準拠することを目的として東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲に入るものと考えております。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

本株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、8,500,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,200,000</u> 株とする。

3. 日程

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 取締役会開催日 | 2023年9月14日 |
| (2) 定時株主総会開催日 | 2023年10月27日 |
| (3) 本株式併合の効力発生日 | 2024年2月1日 |

以上

添付資料：(ご参考) 本株式併合に関するQ&A

(ご参考) 本株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社は普通株式4株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか。

A 2. 当社の基準値段は311円、投資単位は31,100円(2023年9月14日現在)であり、TOKYO PRO Market 上場会社は東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」の適用を受けないものの、同規程に準拠することを目的として東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を下回っております。このような状況を改善するため、今般、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、4株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の本株式併合後のご所有株式数は、2024年1月31日の株主名簿に記載されたご所有株式数に4分の1を乗じた株式数となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後	
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数
例1	100,000株	1,000個	25,000株	250個
例2	10,000株	100個	2,500株	25個
例3	5,000株	50個	1,250株	12個
例4	3,300株	33個	825株	8個
例5	100株	1個	25株	なし

○例1、2に該当する場合：特段のお手続きはございません。

○例3、4、5に該当する場合：本株式併合により発生する単元未満株式(例3は50株、例4、5は25株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。

具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問合せ下さい。なお、現在当社では、「単元未満株式の買取り」制度のご利用に伴う手数料は無料とさせていただきます。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A 4. 本株式併合により株主様のご所有株式数は4分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は4倍になります。従って、株式市況の変動等の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の4倍となります。

Q 5. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後でも買取りができますか。

A 5. 本株式併合後においても、本株式併合の効力発生前と同様に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的な手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問合せください。

Q 6. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか。

A 6. 2023年9月14日現在の東京証券取引所における基準値段311円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

本株式併合前：311円/株×100株=31,100円

この株価を前提にすると、本株式併合後の投資単位は理論上、次のとおりとなります。

本株式併合後：1,244円/株×100株=124,400円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は4倍となります。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 7. 次のとおりの日程を予定しております。

2023年9月14日 取締役会開催日

2023年10月27日（予定）定時株主総会開催日

2024年1月31日（予定）本株式併合の基準日

2024年2月1日（予定）本株式併合の効力発生日

2024年2月頃（予定）株主様宛株式併合割り当て通知の発送

当社では、「単元未満株式の買取り」を当社にご請求いただく制度がございます。

具体的な手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行までお問合せください。

【単元未満株式の買取りについてのお問合せ先】

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

電話 0120-232-711

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）